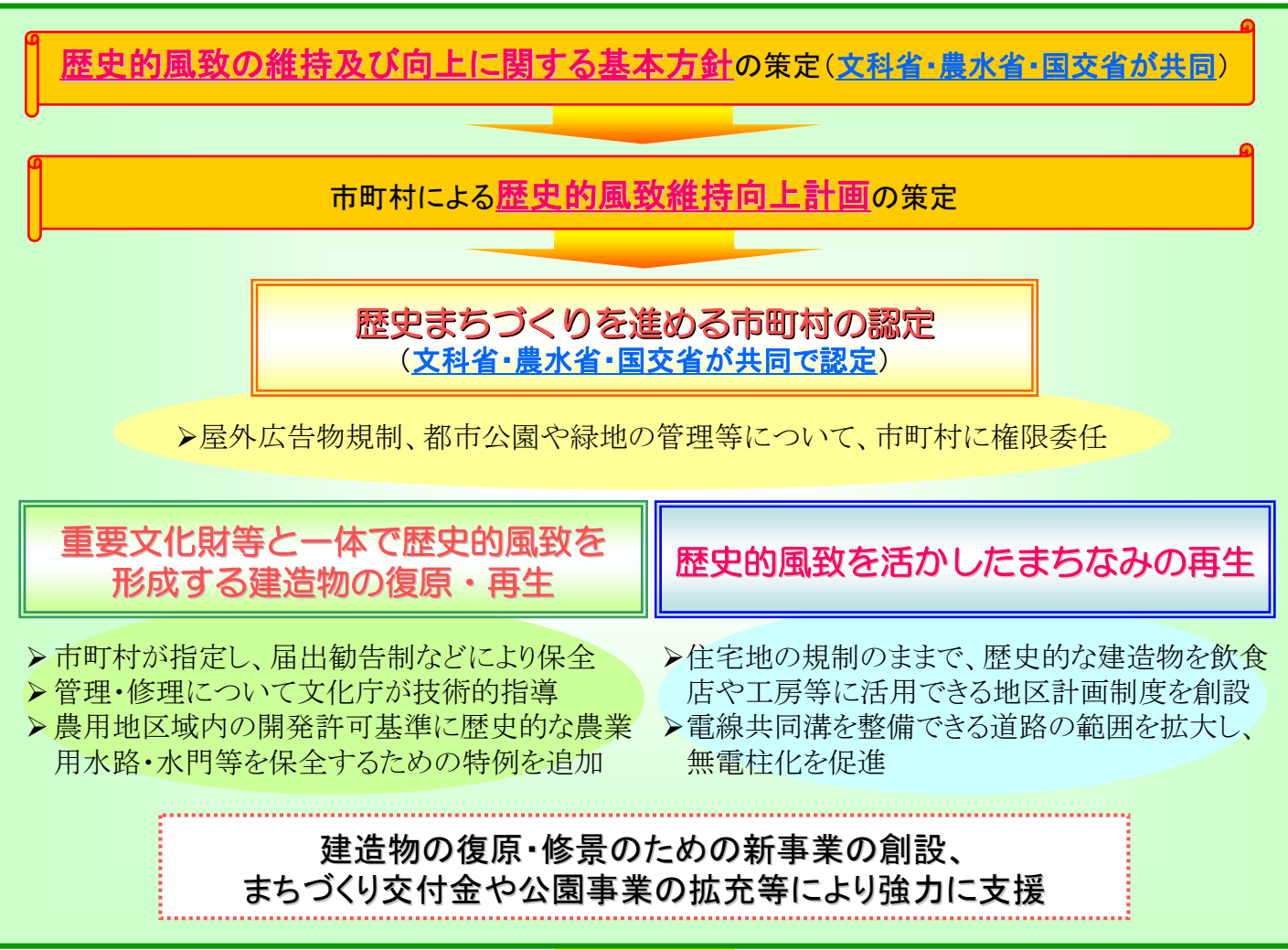


● 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案

【歴史まちづくり法案】

<予算関連法案>



地域にとって貴重な財産である歴史的風致の次世代への継承



歴史まちづくりを進める重点区域のイメージ

- コアとなる国指定文化財等
- ▲ 歴史的風致形成建造物



伝統行事などソフト事業の支援



市町村による屋外広告物の規制

歴史まちづくりを重点的に進める区域(重点区域)

重点区域内の通過交通を排除するためのバイパス



城址・城郭(国指定史跡・重要文化財)



都市公園内の城址等の復原



新たな地区計画による歴史的建造物の利活用の促進



歴史的風致形成建造物の保存・復原



無電柱化の促進



P&R駐車場の整備



大名庭園(国指定名勝)

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案の概要

平成 20 年 2 月 14 日

文化庁文化財部伝統文化課

地域における歴史的風致の維持及び向上を図るため、文部科学大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣による基本方針の策定、市町村が作成する歴史的風致維持向上計画の認定制度の創設、当該認定に係る計画に基づく開発行為等についての関係法律の特例措置、都市計画における歴史的風致維持向上地区計画制度の創設等の措置を講ずる。

1. 歴史的風致維持向上基本方針と歴史的風致維持向上計画

(1) 文部科学大臣、国土交通大臣、農林水産大臣(主務大臣)による基本方針の策定

主務大臣は、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境（歴史的風致）の維持及び向上に関する基本方針を定める。

(2) 市町村による歴史的風致維持向上計画の作成及び主務大臣による認定

市町村が次に掲げる事項を記載した歴史的風致維持向上計画を作成し、主務大臣に認定を申請。主務大臣は、歴史的風致維持向上計画が(1)の基本方針に適合する等の基準を満たす場合に認定する。

① 当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する方針

② 重点区域の位置及び区域

※重点区域：重要文化財、重要有形民俗文化財若しくは史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地又は重要伝統的建造物群保存地区内の土地及びその周辺の土地の区域であって、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる土地の区域

③ 歴史的風致形成建造物の指定の方針 等

※歴史的風致形成建造物：重点区域内の建造物であって、当該重点区域における歴史的風致を形成しており、かつ、その歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められるもの

2. 認定を受けた歴史的風致維持向上計画に基づく措置

(1) 歴史的風致形成建造物の指定と適切な管理

1. (2) ③の指定方針に基づき、市町村が歴史的風致形成建造物を指定するとともに、歴史的風致形成建造物の増築、改築等に係る届出制を創設する。届出に係る行為が当該歴史的風致形成建造物の保全に支障を来すと認めるときは、市町村長が設計の変更等の措置を講ずべきことを勧告する

また、文化財である歴史的風致形成建造物（登録文化財等を除く）の所有者等は文化庁長官の技術的指導を求めることができる（文化庁関係）

(2) 文化庁長官の権限に属する事務の町村教育委員会への一部委譲

重要文化財等に関する文化庁長官の権限に属する事務のうち、現状変更の許可等に関するものを、政令で定めるところにより、歴史的風致維持向上計画の認定を受けた町村の教育委員会が行うことができることとする。（文化庁関係）

※（歴史的風致維持向上計画の認定を受けた）市については、文化財保護法第184条の規定により事務の一部委譲が可能。

歴史的風致維持向上計画の認定を受けた市町村は、文部科学大臣に対し、事務の一部委譲を要請することができる。（文化庁関係）

(3) 都市公園の管理の特例等

認定市町村は、都道府県が公園管理者である都市公園について、公園管理者である都道府県知事の同意を経て、認定計画に記載された公園施設の新設、増設、改築等を行うことができることとし、その場合は当該都市公園に係る公園管理権限を認定市町村が代行する。

(4) 路外駐車場についての都市公園の占用の特例

認定市町村が計画に基づき整備する都市公園の地下を活用した路外駐車場の整備について占用許可の手続きの簡素化を行う。

(5) 開発許可の特例

(a) 市街化調整区域：歴史的風致を形成している遺跡に係る歴史上価値の高い建築物の復原を目的とする開発行為等については、立地に係る開発許可の基準の審査を省略。

(b) 農用地区域：区域内の用排水施設の増改築について都道府県知事が許可する場合には、農振法の特例を設け、農業用排水施設の有する物理的機能に支障を及ぼす場合に加えて、歴史的風致の維持及び向上に支障を及ぼす場合にも許可できないこととする。

(6)電線共同溝を整備すべき道路の指定の特例

認定歴史的風致維持向上計画に電線の地中化等を行うことが必要として記載された道路については、電線共同溝法の特例を定めることとし、歴史的風致の維持及び向上にとって必要性が認められる場合には、電線共同溝整備道路としての指定を可能とする。

3. 歴史的風致維持向上地区計画の制度の創設

都市計画における用途地域による用途制限について、歴史的風致の維持・向上のため整備をすべき用途の建築物等（例：地域の伝統的な工芸品等の物品の販売を主たる目的とする店舗等）の整備に関し、規制緩和を認める新たな地区計画制度を創設する。

4. 歴史的風致維持向上支援法人

市町村長が、公益法人やNPO法人等のうち、当該法人の組織・人材・ノウハウ・財務状況等の観点から歴史的風致の維持及び向上のための業務を適正かつ確実に行うことができるものを、歴史的風致維持向上支援法人として指定し、情報提供や歴史的風致形成建造物等の管理など行政の補完的機能を担わせる。